

尾道市分岐負担金及び設計審査手数料・竣工検査手数料

(税込み)

旧市内・向島・因島・瀬戸田地区	
メーターの大きさ	分岐負担金
13	93,500
20	187,000
25	374,000
40	1,122,000
50	1,870,000
75	4,675,000
100	7,947,500

木ノ庄東地区	
メーターの大きさ	分岐負担金
13	198,000
20	396,000
25	792,000
40	2,376,000
50	3,960,000

木ノ庄西地区	
メーターの大きさ	分岐負担金
13	242,000
20	484,000
25	968,000
40	2,860,000
50	4,730,000

原田・山方・御調地区	
メーターの大きさ	分岐負担金
13	330,000
20	660,000
25	1,320,000
40	3,960,000
50	6,600,000

浦崎・百島	
メーターの大きさ	分岐負担金
13	110,000
20	220,000
25	330,000
40	550,000
50以上	管理者が定める

設計審査手数料	
25以下	2,300
50以下	3,600
75以上	7,500

竣工検査手数料	
25以下	1,750
50以下	2,400
75以上	5,000

例えば
新設・栗原町(旧市内)メーター13mmの場合



分岐負担金 (旧市内・φ13mm) 93,500円
+
設計審査手数料 (φ25mm以下) 2,300円
+
竣工検査手数料 (φ25mm以下) 1,750円
97,550円



旧市内φ13mm分岐負担金と、φ25mm以下の設計審査手数料・竣工検査手数料を合わせた**97,550円**を、水道局に納めていただく事になります。

ご不明な点は
尾道市水道局給水係まで

TEL 0848(37)9302

